

あんしんサポート伏見

指定夜間対応型訪問介護事業重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定夜間対応型訪問介護事業所・平成 19 年 12 月 1 日指定 事業所番号 2690900051

(2) 事業所の目的

社会福祉法人京都老人福祉協会が開設するあんしんサポート伏見（以下「事業所」という）が行う指定夜間対応型訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定夜間対応型訪問介護（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称等

あんしんサポート伏見
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59 番地 60 番地 075-645-6564

(4) 事業所の運営方針

- 1 本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確にとらえ、個別に夜間対応型訪問介護計画（以下「介護計画」という）を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 サービス提供にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 4 利用者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法について解りやすく説明する。
- 5 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 6 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 7 染症や非常災害の発生時においても支援を継続的に実施するため、また非常時での体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、計画に従って必要な措置を行う。
- 8 感染症の発生及びまん延しないよう、対策を検討すると共に指針を整備し、職員に対して研修及び訓練を定期的実施する。（感染防止対策のため、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を検討する）
- 9 居宅サービス計画（「サービス計画」という）に沿った訪問介護を提供する。

(5) 営業日及び営業時間

【営業日】 365 日 【受付時間】 8 時 30 分 ～ 17 時

【サービス提供時間】 18 時 ～ 8 時 ※オペレーションサービスセンターは 24 時間提供しています。

(6) 留意事項

- 1、電話回線については、サービス提供時までアナログ回線をご用意いただく必要があります（光回線についてはご相談下さい）。
- 2、端末取り付け時、コンセントを一つ使用します。
- 3、通話内容については、緊急通報と同様に録音される事になります。
- 4、夜間対応型訪問介護の業務の一部を他法人の訪問介護事業所に委託する場合があります。

2. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については指定基準を遵守しています。

＜主な職員の勤務体制＞※サービス提供時間においてシフト制です。

職 種	8:00～18:00	18:00～8:00
センター長（管理者・兼務）	1 名	
オペレーター	6 名（兼務含）	10 名（兼務含）
訪問介護員	10 名（兼務含）	11 名（兼務含）※

※指定訪問介護事業所に配置しています。

3. サービスと利用料金

サービス内容については下記の種類があります。

(1) 計画の作成

サービス提供にあたっては、ご利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標を達成するための具体的な夜間対応型訪問介護計画を作成します。

(2) オペレーションセンターサービス

利用者の居宅にケアコール端末を配布し、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、オペレーションセンターに通報できます。オペレーターが通報内容を基に訪問介護員の訪問の適否を判断して、随時訪問サービス等の派遣を行います。

(3) 随時訪問サービス

オペレーションセンター等からの随時連絡に基づいて、緊急時の対応その他利用者がその居宅において、生活を送るのに必要な援助を行います。

(4) 定期巡回サービス

介護計画に基づき、定期的に利用者の居宅を巡回し、利用者が居宅において、生活を送るのに必要な援助を行います。

＜サービス利用料金＞（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご利用者のサービス種類に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。なお、京都市の場合、地域単価は1単価10.7円です。

（上記サービスの利用料金は、ご利用者のサービス内容・提供時間に応じて異なります。）

(1) 夜間対応型訪問介護サービス利用料

基本夜間対応型訪問介護サービス費 (1)	989 単位／1 ヶ月
随時訪問サービス費 (1 回につき) 訪問介護員 1 人が訪問した場合	567 単位／1 回
随時訪問サービス費 (1 回につき) 訪問介護員 1 人での介護が困難なケース等で、2 人で訪問した場合	764 単位／1 回
定期巡回サービス費 (1 回につき)	372 単位／1 回

- ※ 保険給付の対象にならない通報内容に伴うサービス提供に関しては、30 分あたり 4,000 円 (全額自己負担) をご負担いただく場合があります。
 - ※ 支給限度額を超えたサービス提供については、10 割負担 (全額自己負担) となります。
 - ※ 緊急通報・定時通報の通話料に関しては、ご負担いただくことになります。
 - ※ ケアコール端末の取り付け・取り外し・保守料等については事業者が負担いたします。但し、故意・過失によるケアコール端末 (付属品含む) の破損については、修理料等をご負担いただく場合があります。
 - ※ 日中においてもオペレーションサービスの利用が必要な場合は、24 時間通報対応加算として 1 月に 610 単位頂くことになります。また、通報については夜間同様、当事業所のオペレーションセンターにて対応いたします。
 - ※ 日中に関しては、夜間対応型訪問介護事業のサービス利用費ではなく、指定訪問介護事業のサービス利用費が必要になるため、事前に指定訪問介護事業所と契約して頂くことになります。
 - ※ 人員配置等により、サービス提供体制強化加算として、1 回につき (1) 22 単位、または (2) 18 単位をいただきます。
 - ① 介護職員処遇改善加算として、上記により算定した単位数に 13.7% を乗じた単位が加算されます。
 - ② 介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記により算定した単位数に 2.4% を乗じた単位数が加算されます。
 - ③ 介護職員等特定処遇改善加算として、上記により算定した単位数に 6.3% (Ⅰ) または 4.2% (Ⅱ) を乗じた単位数が加算されます。
- 上記①～③については令和 6 年 5 月までの算定となり、令和 6 年 6 月より以下の加算に変更となります。
- ※ 介護職員等処遇改善加算Ⅰとして算定した単位数に 24.5% を乗じた単位が加算されます。(令和 6 年 6 月～)

○利用料金のお支払い方法 (契約書第 8 条参照)

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
イ. 下記指定口座への振り込み
京都銀行 墨染支店 普通預金 3902875
名義 社会福祉法人京都老人福祉協会

4. 事故発生時の対応について

契約書第 14 条と第 16 条の記載通り、事故発生時は、ご家族及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、京都府や保険者と連携しながら、誠意をもって必要な措置を講じます。

5. 緊急時の対応について

ご利用者に対するサービスの提供中に、ご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにご家族、主治医、居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、急を要する場合は、事業所の判断により、救急車両を要請するとともに、必要に応じて京都市・保険者へ連絡します。

6. 個人情報の保護

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取り扱うものとする。

事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

7. 虐待の防止・その他

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

8. 相談・要望・苦情及びサービス内容等は、下記窓口まで

①当事業所へのご相談等は、以下の専用窓口で受け付けます。

受付担当者名 小林 麻紀 (サービス管理者) 電話 075-645-6564

相談解決者名 大西 一代 (事業所管理者) 電話 075-643-6520

(担当者に変更があった場合は、ご連絡いたします)

②その他、当施設以外に区役所・京都府国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

伏見区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-611-2279

伏見区 深草支所 保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-642-3603

伏見区 醍醐支所 保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-571-6471

国民健康保険団体連合会 介護相談係 電話 075-354-9090

京都府社会福祉協議会 運営適正化委員会 電話 075-252-2152

第三者委員 井上 幸夫 電話 075-601-5390

高橋 猛 電話 090-4641-0777

田村 充子 電話 075-571-4181

9. 第三者評価の実施状況 (有 ・ ☒ 無)

〈実施年月日〉

〈評価機関〉

〈評価結果〉

居宅サービスの利用にあたり、契約者に対して重要事項説明書を交付の上、サービスの提供と利用料金及び重要事項説明書の説明をしました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業者

住所 京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59 番地 60 番地

事業者

〈 法人名 〉 社会福祉法人京都老人福祉協会

〈 事業所名 〉 あんしんサポート伏見

代表者名 理事長 馬場 協一郎 印

説明者 面接相談員

氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて居宅サービスの内容及び利用料金、重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

契約者本人

住所

氏名 印

(署名・法定)代理人

住所

氏名 印

(契約者との関係)

個人情報の利用に関する同意書

私は、サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整などに必要な範囲において、契約者及び契約者の家族の個人情報を使用する事に同意します。

令和 年 月 日

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族 住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄：) _____

契約者は身体状況等により署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代行者 住所 _____

氏名 _____ 印

契約者との関係 _____

説明年月日 令和 年 月 日

事業所名 あんしんサポート伏見 _____

説明者 (役職) _____

氏名 _____ 印